

上山かかしクリーンアップ推進協議会会則

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は、「上山かかしクリーンアップ推進協議会」（以下「本会」という。）と称し、事務局を会計宅に置く。

第2条 (目的)

本会は、かみのやま温泉駅前地域及びその周辺における犯罪、事故、災害（以下「犯罪等」という。）の未然防止を図るため、地域住民、関係機関及び団体との緊密な連携のもと、地域安全活動を推進し、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

第3条 (構成)

本会は、本会の目的に賛同し、その達成に協力する次の者をもって構成する。

1. 関係機関・団体の代表者
2. 各地区会長を代表とした地域住民
3. その他会長が認めた者

第4条 (活動)

本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. 駅周辺において犯罪等の防止に関する活動（立哨、啓発、巡回等）
2. 地域における防犯意識の普及及び啓発に関する活動（講習会、広報活動等）
3. 青少年の非行防止及び健全育成に関する活動
4. 交通事故の防止及び交通安全意識の普及に関する活動
5. 地域環境の美化及び保全に関する活動
6. その他、本会の目的達成に必要な活動

第2章 (役員等)

第5条 (役員)

本会は、次の役員を置く。

1. 会 長 1名
2. 副会長 2名
3. 理 事 若干名
4. 監 事 2名
5. 会 計 1名
6. 事務局長 1名
7. 顧問 相談役 若干名

第6条 (役員を選任)

本会は、次において役員を選任する。

1. 会長は、総会において会員の互選により選任する。
2. 副会長、監事及び会計は、会長が推薦し、総会の承認を得て選任する。
3. 理事は、地域の実情に応じて会長が地区会長等に委嘱する。
4. 事務局長は、会長職、副会長職以外との兼務を認め、会長が指名する。

第7条（役員の職務）

本会の役員の職務は、次の通りとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
3. 理事は、本会の運営に関し、会長の諮問に応じ、会務の企画及び運営に参画する。
4. 監事は、本会の会計の監査を行い、その結果を総会に報告する。
5. 会計は、本会の会計事務を行い、予算案及び決算報告書を作成し、総会に報告する。
6. 事務局長は、会長の指示を受け、本会の事務を処理する。

第8条（役員の任期）

本会は、次において役員の任期とする。

1. 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
2. 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第9条（顧問 相談役）

本会は、次において顧問、相談役を置く。

1. 顧問は、関係機関の代表職にある者をあてる。
2. 相談役は、会務運営に功績のあった者をもってあてる。
3. 顧問、相談役は、本会の運営に関し、会長及び役員会の諮問に応じ、助言を行う。
4. 顧問、相談役は、会長が委嘱する。

第3章 会議

第10条（会議の種類）

本会の会議は、総会及び役員会とする。

第11条（総会）

本会の総会は、次の通りとする。

1. 総会は、定期総会として毎年度1回開催するほか、必要に応じて会長が臨時に招集する。
2. 総会は、次の事項を審議及び決定する。
 - (1) 会則の制定及び改廃
 - (2) 事業計画及び活動報告
 - (3) 予算及び決算
 - (4) 役員の承認
 - (5) その他本会の運営に関する重要事項
3. 総会の議長は、会長がこれにあたる。
4. 総会は、構成員の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立し、議事は出席者の過半数の賛成をもって決する。

第12条（役員会）

本会の役員会は、次の通りとする。

1. 役員会は、会長、副会長、理事、監事及び事務局長をもって構成し、会長が必要と認めたときに招集する。
2. 役員会は、次の事項を審議する。
 - (1) 総会に提案する議案
 - (2) 総会の議決に基づき決定された事項の執行に関する事項

(3) その他本会の運営に関する事項で、総会の議決を要しない軽微な事項又は緊急を要する事項

3. 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

4. 役員会は、構成員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数の賛成をもって決する。

5. 前項第2号の(3)に該当する事項で決定された事項については、次回の総会に報告し、承認を得なければならない。

第13条（会議の議決）

本会の議決は、次の通りとする。

1. 総会及び役員会の議決は、出席者の過半数の賛成をもって決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

第4章 会計

第14条（経費）

本会の経費は、次の通りとする。

1. 本会の経費は、会員からの賛助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

第15条（会計年度）

本会の会計年度は、次の通りとする。

1. 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第16条（会計監査）

本会の会計監査は、次の通りとする。

1. 本会の会計は、監事が監査し、その結果を総会に報告する。

第5章 事務局

第17条（事務局）

本会の事務局は、次の通りとする。

1. 本会の事務局を会計宅に置く。

2. 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

3. 事務局は、本会の運営に関する事務を行う。

第18条（備え付け簿冊）

本会は、次の簿冊を備え付けるものとする。

1. 会則

2. 会員名簿

3. 議事録（総会・理事会）

4. 会計帳簿

5. 備品台帳

6. その他必要な簿冊

第6章 表彰

第19条（表彰）

本会の表彰は、次の通りとする。

1. 本会は、本会の活動に貢献のあった個人又は団体に対し、総会の議決を経て表彰することができる。

第7章 附則

第20条（会則の改正）

本会の会則は、総会において出席者の過半数の賛成を得て改正することができる。

第21条（施行期日）

本会則は、平成 6 年 6 月 1 日から施行する。
平成 7 年 6 月 21 日から施行する。
平成 8 年 6 月 28 日から施行する。
平成 9 年 6 月 20 日から施行する。
平成 10 年 6 月 23 日から施行する。
平成 11 年 6 月 2 日から施行する。
平成 12 年 7 月 7 日から施行する。
平成 17 年 6 月 15 日から施行する。
平成 19 年 6 月 6 日から施行する。
平成 23 年 6 月 16 日から施行する。
令和 5 年 6 月 19 日から施行する。
令和 7 年 6 月 6 日から施行する。